

消防参第140号
平成22年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官
(公印省略)

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する
省令等の公布及び施行について

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第40号）が、別添1のとおり平成22年4月1日に公布され、これに伴い、救助活動に関する基準の一部を改正する件（平成22年消防庁告示第9号）が、別添2のとおり同じく平成22年4月1日に公布され、それぞれ公布の日から施行されることとなりました。

今回の改正は、世界各国でテロ災害が頻発している状況等にかんがみ、「化学剤検知器」及び「検知型遠隔探査装置」を救助隊が備えるべき救助器具として新たに追加するため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）及び救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号。以下「告示」という。）の一部を改正するものです。

具体的には、「化学剤検知器」を、特別高度救助隊は必ず備えるものとし、特別高度救助隊を除く救助隊は地域の実情に応じて備えるものとして、新たに省令別表第1及び告示別表に追加するものです。

また、平成21年度に開催された「救助資機材の高度化等検討会」では、化学剤検知器等を搭載する構造を有し、遠隔操作により探査装置等を操縦できる救助器具である「検知型遠隔探査装置」について検討し、消防機関への実戦配備の考え方をまとめました。この検討結果を踏まえ、「検知型遠隔探査装置」を、特別高度救助隊及び高度救助隊は地域の実情に応じて備えるものとして、新たに省令別表第3及び告示別表に追加するものです。

なお、「検知型遠隔探査装置」を地域の実情に応じて備えるものとしたことは、

特にNBC災害発生の蓋然性が高いと思われる地域において積極的に整備され、NBC災害への対処能力の強化が図られることを期待しているものです。

貴職におかれましては、この旨ご理解いただくとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付

担当：清水参事官補佐、後白事務官

TEL：03—5253—7507 (直通)

FAX：03—5253—7576

別添1

○総務省令第四十号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣 原口 一博

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

「生物剤検知器※※※

別表第一検知・測定用器具の項中「生物剤検知器※※※」を

に改める。

化学剤検知器※※※」

「水中探査装置※

別表第三高度救助用器具の項中「水中探査装置※」を

に改める。

検知型遠隔探査装置※※」

別表第三備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別添2

○消防庁告示第九号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

消防庁長官 河野 栄

第九条中「消防吏員服制準則」を「消防吏員服制基準」に改める。

別表省令別表第一に掲げる救助器具の項中

生物剤検知器※※※
可燃性ガス測定器

生物剤検知器※※※

を

化学剤検知器※※※
可燃性ガス測定器

に改める。

別表省令別表第三に掲げる救助器具の項中

水中探査装置※※※

を
水中探査装置※※※
検知型遠隔探査装置※

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

参考1

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表

○ 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

新		旧	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）		別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分 類	品 名	分 類	品 名
(略)	(略)	(略)	(略)
検知・測定用器具 生物剤検知器※※※ 化学剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器※※ 酸素濃度測定器※※ 放射線測定器※※		検知・測定用器具 生物剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器※※ 酸素濃度測定器※※ 放射線測定器※※	
備考		備考	
一 ※印のものは、地域の实情に応じて備えるものとする。 二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 四 (略)		一 ※印のものは、地域の实情に応じて備えるものとする。 二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 四 (略)	

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)

備考

(略)

別表第三（第五条、第六条関係）

分類	品名
高度救助用器具	画像探査機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置※ 二酸化炭素探査装置※ 水中探査装置※ 検知型遠隔探査装置※※

備考

- 一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 二 ※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 三 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)

備考

(略)

別表第三（第五条、第六条関係）

分類	品名
高度救助用器具	画像探査機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置※ 二酸化炭素探査装置※ 水中探査装置※

備考

- 一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

参考2

救助活動に関する基準の一部改正新旧対照表

○ 救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）（抄）

新		旧	
<p>（隊員の服装）</p> <p>第九条 隊員（消防団員を除く。）は、救助活動を行う場合は、<u>消防</u> <u>吏員</u> <u>服制基準</u>（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定められた救助服及び救助靴を着用するものとする。</p> <p>別表</p>			
区分	品名	必要個数	性能等
省令	（略）	（略）	（略）
別表	生物剤検知器※※※	一	（略）
第一	化学剤検知器※※※	一	（略）
に掲げる	可燃性ガス測定器	一	（略）
救助器具	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
省令	（略）	（略）	（略）
別表	水中探査装置※※※	一	（略）
第三	検知型遠隔探査装置※	一	（略）
に掲	（略）	（略）	（略）
<p>（隊員の服装）</p> <p>第九条 隊員（消防団員を除く。）は、救助活動を行う場合は、<u>消防</u> <u>吏員</u> <u>服制準則</u>（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定められた救助服及び救助靴を着用するものとする。</p> <p>別表</p>			
区分	品名	必要個数	性能等
省令	（略）	（略）	（略）
別表	生物剤検知器※※※	一	（略）
第一	可燃性ガス測定器	一	（略）
に掲げる	（略）	（略）	（略）
救助器具	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
省令	（略）	（略）	（略）
別表	水中探査装置※※※	一	（略）
第三	（略）	（略）	（略）
に掲	（略）	（略）	（略）

(略)	備考	器具	救助	げる

(略)	備考	器具	救助	げる